

令和6年3月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

読谷村長 石嶺 傳實

市町村名 (市町村コード)	読谷村 (47324)	
地域名 (地域内農業集落名)	座喜味地区 (座喜味集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月13日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、本村中央部の石灰岩地域の広大で平坦な地域の一面にあり、農業生産基盤施設、公共施設が集積する村民センター地区の北部に位置し、池ン当、前田原、喜名原の3団地に分かれた地区である。また、本地域の南側は、今後、村道親志波平線の整備等が予定されており、その進展によっては周辺土地利用との調和が求められる地域である。

その他、他地域と同様、農業者の高齢化が進行している中、若い担い手が少ない、農業をやらない地主(土地持ち非農家)が積極的には農地を貸さない・売らないことで遊休地化するほ場がある、牧草の種の飛散や小菊の農薬飛散問題、新たに農業を始めようとしても支援メニューの要件が厳しく新規就農者の参入しにくいといった課題がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:59名(2015農林業センサス)、認定農業者1経営体、中心経営体2経営体
主な作物:さとうきび、牧草、小菊、紅いも、野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は、池ン当、前田原、喜名田原の3団地に分かれており、かつ住宅エリアや公共施設が集積する村民センター地区と隣接する立地にあり、将来的に多様な土地利用が期待されており、全体的に効率的な大規模農業ができる地域ではないため、今後は、耕種別のエリア分けや、農業をやらない地主(土地持ち非農家)への理解醸成により、耕作放棄地・遊休地を無くし、地域で農地の有効活用できる体制を整え、集落に近い小區画ほ場は家庭菜園的な利用ができるエリアに設定し、それ以外を担い手に集積・集約する等、担い手農家とアタイグワ農家(楽しむ農家・生きがい農家)が共存できる地域となることを目指す。

また、立地条件を活かし、体験農園の開催など地域と農家との交流の場をつくることで、若い農業者の参入や他地域からも参入しやすい環境づくりを行う。その他、地域で定期的に意見交換を行い、昔から栽培されている紅いもを使った地域振興や、需要があるが育てている農家が少ない作物等収益性が見込める新しい作物の導入、地域特産品を活用したブランディングや6次産業化による付加価値の創出等を推進することで、儲かる農業を実現し、新規就農者が参入しやすい環境を整え、将来にわたり持続的な農地利用を図り、それに伴って地域が活性化していくことを目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農用地のうち基盤整備実施地区を中心にその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。なお、今後、村道親志波平線の整備等が予定されているエリアについては考慮する。
保全・管理を行う区域については、具体的な取組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者、認定新規就農者、基本水準到達者等担い手への農地の集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の制度理解を深め、農地の権利設定の促進を促す。その上で、農地の貸借については、農業委員や農地利用最適化推進委員による調整を基に、農地中間管理機構を通じて行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
本地域は、農業基盤総合整備事業(座喜味地区)(昭和51～57年)、基盤整備促進事業(座喜味地区)(平成7～14年)、土地改良総合整備事業(池ン当地区)等実施済地区であることから、今後も必要なメンテナンスを実施しつつかんがい排水施設等土地改良施設の適切な維持管理を行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
座喜味地域で営農している者を中心に多様な経営体の確保・育成を図りつつ、地区外からの参入者についても積極的に受け入れを進めることで、持続的な地域農業の発展を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域の基幹作物であるさとうきびについては、ハーベスタによる収穫作業の委託を実施している。 今後は、紅いもの出荷(被害イモの選別)作業について、福祉事業所やシルバーセンター等の事業者へ委託することを検討していく予定。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・村内の土壌は保肥力の乏しい土壌であるが、村内には堆肥化施設がなく、耕種農家も積極的に堆肥を活用する環境にないことから、村内で未利用資源となっている家畜排せつ物を堆肥化し有効活用するため、堆肥盤の設置を目指す。
 ・地域内にある手がつけられない状態の荒廃農地については、地域と農業委員会等で計画的に早めの調整を行うことで、遊休農地の解消事業等の活用を図り、農家負担を軽減しつつ効率的に担い手へ集積・集約化できるよう取組を進めていく。

座喜味地区 約22.7ha(227,424㎡)

